



発行 東京都

目次

規則

訓令

告示

- 東京都シルバーパス条例施行規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)……………一
- 東京都健康安全研究センター処務規程の一部改正……………(総務局人事部調査課)……………一
- 不健全図書類の指定……………(都民安全推進本部総合推進部若年支援課)……………二
- 都市計画事業の認可(二件)……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………二
- 建築士法による二級建築士免許の取消し……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………三
- 宅地建物取引業法による行政処分……………(住宅政策本部住宅企画部不動産産業課)……………三
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………(同)……………三
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可……………(福祉保健局保健政策部国民健康保険課)……………三
- 令和三年東京都告示第四百十五号(東京都シルバーパス条例施行規則附則第十二項により知事が別に定める者)の一部改正……………(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)……………三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の変更……………(福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課)……………四
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の辞退、休止、廃止及び再開……………(同)……………五

告示(公)

公 告

- 駐車監視員資格者講習の実施……………六
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………七
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………八

規則

東京都シルバーパス条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年七月十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百八十六号

東京都シルバーパス条例施行規則の一部を改正する規則

東京都シルバーパス条例施行規則(平成十二年東京都規則第三百四十号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三項中「前項」を「附則第二十二項」に改め、同項を附則第二十四項とし、附則第二十二項の次に次の一項を加える。

23 第二条第二項のやむを得ない事由により当該年度分の市町村民税が課されていないこと又は免除されたことを証することができない場合に該当するものとして同項に定める額を負担し、令和三年九月三十日を有効期限とするパスの発行を受けた者が、同年十月一日から令和四年九月三十日までの間を有効期間とするパスの発行を受ける場合における同項の規定の適用については、同項中「前年度分」とあるのは「令和元年度分」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

●東京都訓令第四十一号

総務局

財務局  
福祉保健局  
健康安全研究センター

東京都健康安全研究センター処務規程(平成十五年東京都訓令第二十一号)の一部を次のように改正する。

令和三年七月十六日

東京都知事 小池 百合子

第三条の表広域監視部の部食品監視第二課の項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

附則

この訓令は、令和三年七月十七日から施行する。

### 告示

#### ●東京都告示第九百四十三号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第百八十一号)第八條第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

令和三年七月十六日

東京都知事 小池 百合子

図書類

指定番号 種類 名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者 指定理由

四三三三 書籍

Charles Comics No. 17

著しく性的感情を刺激し、

7 二番の中で一番上

青少年の健全な成長を阻害

ト 株式会社メディアアソフ

するおそれがある。

#### ●東京都告示第九百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東村山都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年七月十六日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 清瀬市

二 都市計画事業の種類及び名称 東村山都市計画緑地事業第八号中里一丁目緑地

三 事業施行期間 令和三年七月十六日から令和四年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

清瀬市中里二丁目地内

使用の部分

なし

#### ●東京都告示第九百四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき町田都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年七月十六日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 町田市

二 都市計画事業の種類及び名称 町田都市計画公園事業第三・三・九号松葉谷戸公園

三 事業施行期間 令和三年七月十六日から令和四年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

町田市金森東一丁目地内

使用の部分

なし

●東京都告示第九百四十六号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第九条第一項の規定により建築士の免許を取り消したので、同条第三項及び建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第六条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年七月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 免許の取消しをした年月日

令和三年七月二日

二 免許を取り消した者

氏名

山下 米之助

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第〇一八九七号

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第二号に該当するため

●東京都告示第九百四十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年七月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社エバエス

(二) 代表者氏名 代表取締役 新津 匡樹

(三) 主たる事務 中央区日本橋二丁目十六番三号 十八所の所在地 山京ビル三〇五

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第一〇一八八三号

(五) 免許年月日 平成三十年四月十三日

二 処分年月日 令和三年七月六日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第九百四十八号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和三年七月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 商号 株式会社 repair partners

二 代表者氏名 代表取締役 北村 秀一

三 主たる事務 渋谷区渋谷一丁目八番三号 TOC第一所の所在地 ビル六階

四 免許証番号 東京都知事(2)第九五二〇一号

五 免許年月日 平成三十年三月二十九日

●東京都告示第九百四十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七条第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第七条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年七月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に群馬県前橋市、大阪府堺市及び福岡県福岡市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

令和三年六月二十三日

●東京都告示第九百五十号

令和三年東京都告示第四百十五号（東京都シルバーパス条例施行規則附則第二十二項により知事が別に定める者）の一部を次のように改正する。

令和三年七月十六日

東京都知事 小 池 百合子

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 令和二年東京都告示第四百二十六号（東京都シルバーパス条例施行規則附則第二十一項により知事が別に定める者）二のやむを得ない事由により令和元年の合計所得金額が百二十五万円以下であることを証することができない場合に該当するものとして東京都シルバーパス条例

施行規則の一部を改正する規則による改正前の東京都シ  
 ルバーパス条例施行規則附則第二十一項に定める額を負  
 担し、令和三年九月三十日を有効期限とするパスの発行  
 を受けた者が、同年十月一日から令和四年九月三十日ま  
 での間を有効期間とするパスの発行を受ける場合におけ  
 る二の適用については、二中「令和元年」とあるのは  
 「平成三十年」とする。

●東京都告示第九百五十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた  
 めの法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」とい  
 う。)第六十四条の規定による届出があったので、法第六  
 十九条及び指定自立支援医療機関の指定等に関する規則  
 (平成十八年東京都規則第三十三号)第五条第二項の規定  
 に基づき、次のとおり告示する。

令和三年七月十六日

東京都知事 小池百合子

病院又は診療所(精神通院医療)

(1) 名称及び所在地の変更

新 名 称	旧 名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
医療法人社団榮友会多摩ゆずクリニック	医療法人社団榮友会在宅医療ゆずクリニック	多摩市落合1-7-12 ライティングビル6階	多摩市落合1-7-12 ライティングビル901	令和元年11月1日

(2) 名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変更年月日
医療法人社団Wellmental ときわ台メンタルクリニック	ときわ台メンタルクリニック	板橋区常盤台2-6-4 梅城ビル3階	令和元年9月1日
ストレスケア南青山	神宮前メンタルクリニック南青山	港区南青山6-2-9 NYKビル8階	令和元年10月1日
福寿会足立東部病院	足立東部病院	足立区梅島2-35-16	同 日

(3) 所在地の変更

名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
マコトメンタルクリニック	品川区上大崎2-17-2 JR日黒グリーンビル7階	品川区上大崎2-16-1 モンドールビル7階	令和元年7月16日
医療法人社団學風会 さいとうクリニック	港区麻布十番2-14-6 イイダビル1階	港区麻布十番2-14-5 麻布十番Aビル	令和元年9月1日
医療法人社団悠翔会 悠翔会在宅クリニック早稲田	新宿区中里町2-9-3 菱秀神楽坂ビル7F	新宿区戸塚町1-102-14 MTビル1F	令和元年10月4日

薬局(精神通院医療)

(1) 名称及び所在地の変更

新 名 称	旧 名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
ヒカリ薬局 信濃町店	ヒカリ薬局 信濃町駅前店	新宿区南元町1-9 シナノビル南口館B1階	新宿区信濃町3-4 JR信濃長ビル2階	令和元年9月1日
えんじゅ薬局	緑が丘薬局	武蔵村山市中央2-13-1	武蔵村山市緑が丘1-460-50-54	同 日

(2) 名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変更年月日
ための薬局	福寿堂薬局	大田区千鳥3-20-5 1階	令和元年8月1日
ファークロス薬局 ミナミ室	ミナミ室薬局	板橋区高島平2-33-7-105	同 日
アイン薬局 江北店	江北薬局	足立区江北1-33-23 ロイヤルKJ	同 日
さくら薬局 えのき店	南島山薬局 えのき店	世田谷区箱谷3-10-15	同 日
れんげ薬局 立川店	ふじもと薬局 箱町店	立川市箱町3-3-10	同 日
ファークロス薬局 すずらん	すずらん薬局	三鷹市下連雀8-3-7	同 日
さくら薬局 東久留米駅前北口店	さいわい薬局	東久留米市東本町7-15	同 日
アイン薬局 青梅店	オリーブ薬局 青梅店	青梅市東青梅4-17-18	令和元年10月1日

（3）所在地の変更

名称	新所在地	旧所在地	変更年月日
武蔵野調剤薬局 目黒店	目黒区目黒3-1-7-201	目黒区目黒3-1-7-206	令和元年8月1日
泉南薬局	杉並区方南2-19-1	杉並区和泉4-51-11 寺井ビル2階	令和元年8月11日
アゼリア薬局	品川区北品川3-3-5 Daiwa品川御殿山ビル1階	品川区北品川3-3-5 北品川御殿山ビル1階	令和元年9月1日
すぎのき薬局	世田谷区成城8-16-4	大田区東糺谷3-3-17 グランシャリオ羽田1A	同日
さかうえ薬局	世田谷区深井5-23-1 エイティ深沢102	世田谷区深沢5-1-14	同日
日本調剤 祖師谷薬局	世田谷区祖師谷3-33-8	世田谷区祖師谷3-32-5 アンソルティ祖師谷大塚1階	同日
やまと調剤薬局	中野区大和町3-1-3 あさくのビル1階	中野区大和町1-64-1	同日
ユー・アイ薬局 早稲田店	新宿区馬場下町62-13 アンセスビル早稲田1階	新宿区馬場下町62-18 早稲田武蔵野ビル2階	令和元年9月24日
花みずき薬局	世田谷区玉川3-15-16 金原ビル1階	世田谷区玉川3-23-21	令和元年9月30日
池袋あうる薬局	豊島区東池袋4-42-16 池袋保健所1階	豊島区東池袋1-20-9 池袋保健所1階	令和元年10月14日

指定訪問看護事業者等（精神通院医療）

（1）名称の変更

新名称	旧名称	所在地	変更年月日
あわーず東京八王子訪問看護リハビリステーション	アワーズ東京訪問看護リハビリステーション	八王子市大横町11-4 TKビル1階	平成28年2月1日

（2）所在地の変更

名称	新所在地	旧所在地	変更年月日
あわーず東京八王子訪問看護リハビリステーション	八王子市大横町11-4 TKビル1階	八王子市千代町1-7-14	平成30年4月1日
訪問看護ステーションささえ	武蔵野市吉祥寺本町1-35-14 ユニース七井ビルB-1号室	武蔵野市吉祥寺本町1-28-6 迦葉武蔵野第3マンション103	令和元年6月1日
代々木訪問看護ステーション	新宿区大久保2-8-2 3階	渋谷区千駄ヶ谷1-30-7 代々木病院内	令和元年9月1日
訪問看護リハステーションRe:ACTIVE	板橋区大山町53-3 内田CPAビル2階	板橋区大谷口上町12-2 メゾンかりん1階	同日
訪問看護ステーションほのぼのらいふ	文京区小石川1-22-2 南都ビル1階	文京区西片1-17-10	令和元年10月1日
訪問看護ステーションはぎやま	東村山市本町4-7-14	東村山市栄町2-10-51 NSビル1072階	同日

●東京都告示第九百五十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第六十五条の規定による指定の辞退及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六十三条の規定による届出があったので、法第六十九条並びに指定自立支援医療機関の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第三十三号）第五条第二項及び第六条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年七月十六日

東京都知事 小池 百合子

病院又は診療所 (精神通院医療)

(1) 辞退

名称	所在地	辞退年月日
メディカル新中野	中野区中央4-5-2 ブルースカイ新中野1階	令和元年11月8日
あいクリニック中沢	多摩市中沢2-5-3 ゆいま〜る中沢A棟1階	令和元年11月10日

(2) 廃止

名称	所在地	廃止年月日
むさし野いぐさクリニック	東村山市深町3-16-16 メゾン・ル・シエル201号	令和元年8月31日

薬局 (精神通院医療)

(1) 廃止

名称	所在地	廃止年月日
ヒカリ薬局 信濃町店	新宿区信濃町8	平成28年3月31日
アークス薬局	八王子市明神町4-3-8	令和元年7月31日
あなたの薬局 清徳白河店	江東区常盤2-13-16 1F	令和元年8月31日
竹ノ塚薬局	足立区竹の塚3-12-7	令和元年8月31日
雄飛堂薬局 舟渡店	板橋区舟渡1-19-11 ビルクレール舟渡1階	令和元年9月5日
たけのこ薬局 目白店	新宿区下落合4-23-18 ロングストーン下落合ビル1階	令和元年9月19日
そよ風薬局 成増店	板橋区成増3-3-7 川嶋ビル1階	令和元年9月30日
西武薬局	中野区野方6-2-3	同日
サンアロー文京薬局	文京区弥生1-6-5	令和元年10月1日

(2) 休止

名称	所在地	休止年月日
あなたの薬局	江東区扇橋2-6-12-1F	令和元年6月30日

(3) 再開

名称	所在地	再開年月日
ミカド薬局	杉並区高田寺北3-22-15	令和元年11月1日

指定訪問看護事業者等 (精神通院医療)

(1) 廃止

名称	所在地	廃止年月日
訪問看護ステーション元	昭島市中神町1-176-32 HIMビル4階	平成31年2月28日
オペロン訪問看護ステーション	北区十条仲原2-10-25-1F	令和元年9月15日

告示 (公)

●東京都公安委員会告示第218号

確認事務の委託の手續等に関する規則 (平成16年国家公安委員会規則第23号) 第8条の規定により、駐車監視員資格者講習 (以下「講習」という。) を実施するので、同規則第6条の規定により次のとおり告示する。

令和3年7月16日

東京都公安委員会

委員長 北井久美子

記

1 講習の実施日時

(1) 第1回

ア 講習

令和4年1月17日 (月曜日) 及び同月18日 (火曜日) の2日間  
午前9時30分から午後5時40分まで

イ 考查

令和4年1月24日 (月曜日)  
午前10時から午前11時まで

(2) 第2回

ア 講習

令和4年1月31日 (月曜日) 及び同年2月1日 (火曜日) の2日間  
午前9時から午後5時10分まで

イ 考查

令和4年2月11日 (金曜日)  
午前9時30分から午前10時30分まで

(3) 第3回  
ア 講習

令和4年2月3日(木曜日)及び同月4日(金曜日)の2日間

午前9時から午後5時10分まで

イ 考査

令和4年2月11日(金曜日)

午後2時50分から午後3時50分まで

2 講習の実施場所

(1) 第1回

東京ビッグサイト 会議棟6階会議室

江東区有明三丁目11番1号

(2) 第2回及び第3回

有明フロンティアビル B棟5階会議室

江東区有明三丁目7番26号

3 講習予定人員

460名(予定人員になり次第締め切る。)

なお、講習予定人員のうち、第1回は300名、第2回及び第3回は各80名とする。

4 申込手続

(1) 受付期間

令和3年11月1日(月曜日)から同月26日(金曜日)まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日を除く。

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 受付場所

都内各警察署交通課

(4) 申込書類

駐車監視員資格者講習受講申込書 1通(駐車監視員資格者講習受講申込書は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間において、都内各警察署交通課において配布する。)

(5) 受講手数料

20,000円(申込時に、警察署会計係又は会計厚生係において納入すること。)

(6) 講習の実施日時及び実施場所の通知

申出者が受講する講習の実施日時及び実施場所については、受付期間が終了した後に決定し、申出者に通知する。

5 問合せ先

警視庁放置駐車対策センター企画運用係  
電話 03(3581)4321 内線 7870-5123

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体

にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年七月十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和三年七月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

イオンスタイル御嶽山駅前

二 店舗所在地

大田区北嶺町三十七番十三号

三 設置者名

株式会社田ノ原屋

四 設置者住所

千代田区東神田一丁目十一番七一  
二百二号

五 変更を行う小売業者の氏名又は名称

イオンリテール株式会社

六 変更前の閉店時刻

午前零時ほか

七 変更後の閉店時刻

午前零時

八 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後八時まで

九 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前四時から午後十時まで

十 変更日

令和三年七月十五日

十一 届出日

令和三年七月五日

十二 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間

令和三年七月十六日から同年十一月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京

都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和三年七月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称)ビバモール八王子多摩美大前

二 店舗所在地 八王子市鏈水二丁目百八番一ほか

三 設置者名 株式会社ビバホーム

四 意見

ア 聴取者 八王子市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和三年六月三十日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和三年七月十六日から同年八月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

